

秋田県立大学 教職員組合ニュース 10号

発行：秋田県立大学教職員組合

URL: <http://lapu.cher-ish.net>E-mail: info@lapu.cher-ish.net

第5回団体交渉報告

(2月に行われた団体交渉の報告です。編集が遅れ、この時期の発行になってしまったことをお詫びいたします。)

事前の2度の事務折衝を踏まえ、この2月19日(木)秋田キャンパスにて第5回団体交渉が行われました。組合は事前に小間理事長の出席を求めましたがかなわず、全権委任者として野田副理事長が交渉の席に着きました。法人側は副理事長、青木理事ら4名、組合側は谷口委員長、津田副委員長ら執行委員8名が参加、事前折衝を経て取り上げられた議題は6項目。法人化移行から8年、この間の法人側の制度および組織運営についての総体的評価を問い、現在大きな問題となっている休日労働など超過勤務の取扱いに関する課題、本学の給与水準の問題等について協議しました。

任期制・年俸制など法人化で導入された枠組みについて、野田理事は「基本的にうまくいっている」と回答。現行制度は「県の方針」として見直しの必要を認めませんでした。一方で、今回明らかになった休日勤務など労務管理に関する不適切な取扱い問題については、(副理事長自

身が)「内部監査の責任者として重く受けとめている」とその責任を認めました。各議題について以下協議内容と交渉結果の要点を示します。

1 本学における任期制・年俸制・評価制の現状に対する認識について

労働契約法改正等による任期制の形骸化や実績・能力給と矛盾する通勤費の実質手当化の実態、評価および評価基準の公平性への根強い不信など、組合側から現行制度の矛盾や不整合の問題を糺しましたが、野田理事は用意してきた原稿を読み上げる形で「現行制度は法人化スタートの基本的枠組みでありこれを变えるつもりはない」との回答。「任期制で流動性が高まっている」「評価自体は必要」など具体性に欠ける通り



団体交渉の様子

一遍の発言に終始しました。「これまで諸点の改善は行っていない、まずい点があったら変える」との発言もありましたが、本質的な議論には至りませんでした。

2 任期制不同意教員の昇任について

任期制不同意(無期雇用等)教員の処遇は、法人化時点での決定であり後から覆すことはできないとの回答に留まりました。また、同様の制度のある他大学では認められている無期雇用契約者の有期雇用への転換も認めないとの回答でした。

3 退職金を含めた生涯賃金額では秋田大学と大差ない」という主張の根拠となる資料の開示について

事前折衝において、秋田大との比較資料が提示されましたが、諸手当・退職金を含んだ生涯賃金の水準については必ずしも明確にはなりません。組合からは現行給与水準においてほぼ同水準だとしても本学の場合退職金分の不利が効く可能性を指摘しました。法人側から今後の制度設計で「秋田大学並み」の水準を目指したいとの発言がありましたが、現時点

でそれを確約することはなく、後半はむしろ地方大学の厳しい財政状況について言及するなど、今後の給与水準については厳しい見通しが示されました。

4 「労働時間、休日、休暇等の管理に関する要望書」について

大学側は裁量労働制の理解に不十分であったことこの件に関する過去の対応に問題があったことを基本的に認めました。組合は事前に要望書を提出しこの件に関する説明会の開催を求めましたが、大学側からこれに応じる旨回答がありました(本年3月上旬各事業所で実施)。現在、組合は大学側が示した対応策について、他大学の状況の情報収集を行うと共に顧問弁護士らの協力を得ながらその実質的法的妥当性等について検討しているところで

5 「専門業務型裁量労働制に関する協定」の改定について

昨年11月の過労死等防止対策推進法施行などの法的環境整備もあって、大学側も趣旨を理解し基本的に前向きにこの問題に取り組み、協定を改定する方向性で過半数代表および組合と協議を進める旨の回答を得ました。

6 チェックオフ導入に伴う労働協約の改定について

チェックオフ（給与からの組合費徴収の仕組み）について両者で合意が成り、労働協約を改定を行いました。方法等具体的な点は今後細則等で取り決め進めることとなりました。

（団体交渉後の状況について）

団体交渉の終了後、4の休日勤務問題には大きな進展がありました。3月には説明会と休日勤務実態調査が行われ、未払い手当が4月に支払われました。これは組合活動の大きな成果ですが、学会出張等を対象業務から除くなど新たな課題も生まれており、現在組合の意見集約を進めています。

「教員の休日勤務の取扱いに係る説明会」について

3月3日から9日にかけて、大湯能代、秋田、本荘の4キャンパスで「教員の休日勤務の取扱いに係る説明会」が行われました。組合ニュース616でも谷口執行委員長からの呼びかけを掲載しましたが、この問題は教職員組合から問題提起したもので、これに答える形で行われたのが今回の説明会となります。

今回の問題の発端は、本学の規定で「業務上の必要がある場合に（法人が

らの命令によって）休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある」とあるのに従い、休日に勤務した場合は「休日勤務管理簿」により休日勤務に従事した日と対応する振替休日取得日が管理されることになっていたにも関わらず、キャンパスによってはこの管理が適正に行われておらず、休日勤務を行ったにも関わらず振替休日取得されておらず、なおかつその場合に支払われるべき時間外勤務手当の支払いも行われていないことが明らかとなったことにあります。

説明会の様子は各キャンパスでかなり温度差があったようです。以下に主な論点をまとめました。

1 これまで認められていたいくつかの業務が振替休日の対象から外されている点

本学では現在、全ての出張は出張支援システムを通じて所属長に申請を行い、命令を受けた上で行われています。出張先で行う業務が休日にかかる場合は業務内容に関わらず振替休日の対象となり、実際に休日勤務管理簿でもそのように扱われています。説明会では、今後法人が指定する特定の業務（①入学試験業務、②講義・教育、③大学行事、④国際

交流事業）以外は振替休日の対象から除外するとの説明がなされました。これに従うと、学会出張や、教員が自発的に行う地域連携活動（学園祭、菜の花まつり等への自立的参加、地域シンポジウム等の運営など）は対象外となります。

2 これまで支払われてこなかった時間外勤務手当の支払い対象期間が平成25年4月からとされた点

実際に未払いとなっていた期間はおそらく法人化後から現在までと考えられますが、労働基準法により、過去の不払い賃金の請求期限は2年間となっています。法人側は今回、支払いの対象期間を平成25年4月からの2年間とした点の説明を行いました。

この問題の存在については昨年のうちに教職員組合から法人側の事務折衝の際に通じて伝えており、仮に法人側がこの問題を認識した時点で起算点とするなら、対象期間は平成25年4月よりも以前になります。他大学で同様の問題が処理された事例では、支払期間を3年間とした例もあり、法人側が今回示した期間の妥当性については疑問が残ります。

3 今後の休日勤務の取扱いに関する手続きが曖昧な点

説明では振替休日をいつ取るかは教員が決めて「時間外勤務命令・休日勤務命令簿」に記入すると説明されましたが、本来は雇用主が休日勤務を命じる場合にあらかじめ振替日を指定することになっており、法律的に適正な手続きになっていない問題があります。また、実際に運用する場合、休日勤務日の4週間前には振替休日取得できるように通知する必要があります。例えば入試業務で休日勤務を命じる場合は遅くとも4週間前に誰を勤務されるかを決定して本人に通知することが法律上は求められます。

「山本先生を送る会」報告

教職員組合の初代執行委員長である山本好和先生が3月31日付で退職されました。これに先立ち、2月20日に秋田市「ピアカフェあくら」にて「山本先生を送る会」が開催されました。当日の参加者は15名、記念品贈呈のみ参加者を含めると51名の方が山本先生に参加をいただきました。山本先生へは花束と記念品と

して旅行券を贈呈させていただきました。

チェックオフ開始について

平成27年度から、チェックオフ（組合費の給与からの控除）の利用が可能となります。

この制度を利用すると、前期分（5月～10月）は6月の給料から、後期分（11月～4月）は12月の給料から、それぞれ控除されます。

実際に控除するためには、組合員それぞれの同意が必要となります。同意書の提出は最初の一回のみです。

チェックオフに同意するかどうかは任意ですが、ぜひご協力ください。

また、途中の撤回も可能です。同意の場合は、これまで通り、振込等の納入をお願いいたします。

同意書は組合HPよりダウンロードできます。記入・押印のうえ、お近くの役員へご提出ください。また、組合費納入・チェックオフなどについて不明な点がある場合も、お近くの役員までお問い合わせください。よろしくお願いたします。

